

意見書案第 20 号

米の安定供給を支えるに十分な備蓄水準の早期回復と米価下落阻止を求める意見書

上記の意見書を次のとおり提出します。

令和8年10月5日

大津市議会議長

川 口 正 徳 様

提 出 者 杉 浦 智 子

林 ま り

柏 木 敬友子

米の安定供給を支えるに十分な備蓄水準の早期回復と米価下落阻止を求める意見書

2023 年産米不足からこの 2 年、価格高騰に見舞われた。ところが 2026 年産米の収穫が始まる中、米価の低落傾向が顕著となり、米産地では深刻な不安が広がっている。

刈り入れ時期を迎えた産地では、農協が概算金（収穫期に農家に支払う金額）を示しはじめているが、軒並み 1 俵（60 キロ）2 万円以下で、昨年と比べ 1 万円前後低い水準となっている。政府が認定した平均 2 万 535 円の生産コストの指標を大幅に下回り、資材の高騰も加わって、大規模経営も含めて赤字になるとの危機感が広がっている。

直接的な原因は、米の民間在庫がかつてない規模に膨れ上がっていることにある。6 月末の適正在庫は最大 200 万トンとされるが、今年は 240 万トンを超え、米価大暴落を引き起こした 21 年産米よりさらに大きくなる見通しとされている。このまま米価が暴落すれば米農家が激減し、かえって米不足・価格高騰が常態化しかねない。

2026 年産の米価下落に歯止めをかける当面のカギは、放出した備蓄米を早急に買い戻し、過剰な在庫を減らすことである。備蓄米の買い戻しは、米の安定供給、食料の安全保障からも緊急課題である。政府はミニマムアクセス米を当然のように備蓄米として使用することを公言しているが、政府自身が適正水準とする約 100 万トンを下回り、世界的に頻発する自然災害の下、不作、災害などの緊急事態に対応できない量であり一刻も早く回復すべきである。

こうした状況の中、政府は 2026 年産米の価格下落を避けるために、生産者に主食用米の新規需要米等への転換を押しつけていたが、令和 8 年 9 月 1 日に食料安全保障の観点から 2025 年に放出した備蓄米について、21 万トンの買い戻しを実施することを表明した。農林水産省は今回の買い戻しとは別に、2026 年産米について買い入れの入札を実施し、約 21 万トンを備蓄米として確保している。一方で現在備蓄している 2020 年産の 15 万トンは長期間が経過したため飼料向けなど非主食用として販売するとし、こうしたことを通じて備蓄量は約 60 万トンになる見通しだとしているが、政府の適正水準である 100 万トンには及ばない。

また根本的な日本の米生産を持続可能なものにする政策が打ち出されていない。市場任せの食糧法の発足以来 30 年、生産者米価は低落を続け、生産費を償えない低米価に米農家は苦しんできた。これでは大多数の営農が成り立たなくなり、大量の離農を生み出し、米の生産基盤が弱体化して、令和の米騒動の一因にもなったことを教訓にすべきである。

2026 年産米の価格が暴落することになれば、規模の大小にかかわらず、全国

で離農が加速することが危惧され、生産者だけでなく国産米を手頃な価格で食べたい消費者の願いにも反する事態を生みかねない。

よって、国及び政府においては、日本の米生産を持続可能なものにするために、国が主食米の価格と需給に責任を持ち、米の安定供給を支えるに十分な備蓄水準への早期回復と米価暴落を阻止するための下記を取組を早期に着手することを強く求める。

記

- 1 食料安全保障の観点から適正水準である 100 万トンの備蓄水準を早急に復元するとともに、需給環境を改善し、米価下落を阻止すること。
- 2 ミニマムアクセス米の前倒し輸入を止め、備蓄米として利用しないこと。
- 3 米の再生産を可能とする所得補償・価格保障制度の整備と国の需要コントロールを有効なものにすること。
- 4 民間流通在庫が近年にない高水準となっており、集荷・流通業者への支援を実施すること。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

令和 8 年 10 月 5 日

大津市議会議長 川 口 正 徳

内閣総理大臣

財務大臣

農林水産大臣

衆議院議長

参議院議長 あて